

京都市職員共済組合広告掲載要綱

平成 24 年 11 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京都市職員共済組合の資産（以下「組合資産」という。）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することに関して必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 組合資産への広告掲載は、民間事業者等との協働により組合の新たな財源を確保し、又は経費を節減し、もって組合員及び年金受給者へのサービス向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する組合資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 広報印刷物
 - イ ホームページ
 - ウ その他広告媒体として活用できる資産
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第 4 条 次の各号に掲げる広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのある広告
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのある広告
- (4) 選挙に関する広告
- (5) 政治性のある広告
- (6) 宗教性のある広告
- (7) 社会問題についての意見広告
- (8) 個人の氏名又は法人名の名刺広告
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
- (10) 美観風致を害するおそれのある広告
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
- (12) 人事募集の広告

(13) 責任の所在が不明確な広告

(14) その他, 広告として不適当であると当共済組合が認める広告

(広告の掲載基準)

第 5 条 前条に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準は, 京都市広告掲載基準に依るものとする。

(広告掲載の実施)

第 6 条 広告掲載を実施する場合は, 広告媒体, 広告の規格, 募集方法, 広告料, 選定方法その他広告掲載の実施について必要な事項を別途定めるものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか, 広告掲載に関し必要な事項は, 理事長が定める。

附 則

この要綱は, 平成 24 年 11 月 1 日から施行する。